

ストーンリバー STONE RIVER

豊中・狭山事件研究会「ストーン・リバー」NO.36 2020年1月

561-0834 大阪府豊中市庄内栄町3-16-10(石原方)

TEL・FAX 06-6332-4980

Eメール ishiharabin@yahoo.co.jp

郵便振替 00960-8-100574「狭山事件研究会」

関連ブログ <http://burakusabe.exblog.jp/>.

新年メッセージ

権力の犯罪暴いた万年筆 許せぬ怒りは法廷の場で

昨年も、支援、要請のお願いに目一杯活動してきましたが、私の願いも空しく、再審開始の前提である証人調べに入る目処が明らかにならないまま新年を迎えてしまい残念無念でなりません。

結局検察側の言う通り次回の三者協議までインクを探すということになってしまった訳でしたが、裁判官は検察の引き延ばし理由において、道理に反していると思いつつも、検察官の主張を認めたのではないか、と思われます。

弁護団に反証の目処を追及され、検察官は当時のジェットブルーインクを入手するまで待つてほしいと言っているようですが、国家権力の力からみれば、事件当時、被害者が使っていたインクが見つけれない筈がありません。そもそも、下山第2鑑定の結論を検証するために、被害者が使っていたインクを探す必要はないと思います。恐らく下山第2鑑定に対して、すでにあらゆる角度から実験、鑑定を試みたと思われます。しかし、自分たちの思い描く結果が得られず、さりとて、このまま、下山鑑定を認めるわけにはいかないの、時間稼ぎをしながら、いかに難癖をつけられるか検討しているのではないかと、私自身は推測しています。下山第1鑑定の時も、鑑定人の名前を公表しなかった、できなかったように、今回もそのようなこともあるかもしれません。



元より、弁護団は、反証があれば、徹底的に再反証するでしょうが、有罪証拠の根拠となった「発見万年筆」は、下山博士の、蛍光X線分析検査で、科学的、客観的に「偽物」である事を明らかにしたのです。弁護団も、下山鑑定を覆すことはできないとの確証の上に立って、裁判所に、正々堂々と鑑定人の尋問を強く求め、また、裁判所に職権で鑑定を求めていくのではないかと思います。

支援者皆さんもご承知の様に、被害者が事件当日に書いたペン習字の浄書のインクからは、クロム元素が含まれていたのに対し、私の家から発見されたという万年筆で書いた数字のインクからはクロム元素が含まれていなかったことを下山鑑定人が明確に指摘したのです。この鑑定は、弁護団が証拠開示を求め、2016年10月に、当時、発見万年筆で書いた「数字」を含む調書が証拠開示されたことから実現しました。実に53年も検察に隠されていた証拠なのです。前記のような検察官の再審妨害活動を制限し、再審における証拠開示を義務化する法改正が必要だと痛感します。

弁護団の方針は飽く迄も事実調べ、再審開始を実現させることが前提であり、私自身も裁判官が誰に代わろうとも焦らず、今後も無実の証拠を突き付けて闘って参る所存であります。

皆さんにも大変ご心配、ご迷惑をおかけして申し訳なく思いますが、どうか昨年同様にご協力下さいますよう心からお願い申し上げます。

尚、全国の支援者皆様から私の体調面に対し、大変ご心配をおかけしておりますが、目、耳が若干悪いこと以外は盤石であり、この第3次再審で再審実現を目指し、全力で闘って参る所存です。

2020年1月1日

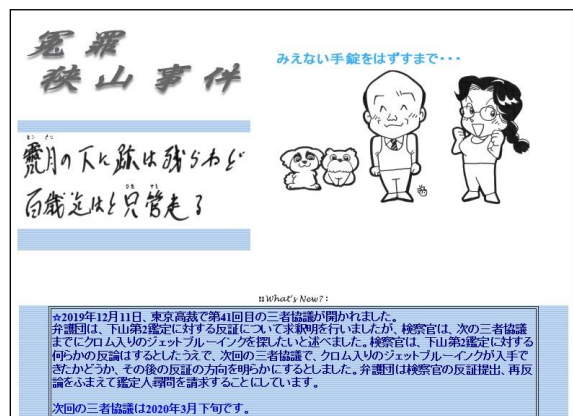
狭山支援者ご一同様

石川 一雄

早智子さんのHP

「冤罪 狭山事件」

<http://www.sayama-jiken.com>



2019年12月28日

2019年もあと3日。

毎年12月になると今年の1年もアツという間に過ぎたと感じるのだが、今年は長く感じた。

狭山第3次再審闘争も弁護団の懸命な努力で無実の証拠を裁判所に提出し、検察に突きつけた。追い詰められた検察の手口は、のらりくらりと逃げの一手。それを許す裁判所がある。

検察は来年6月の後藤裁判長の定年退官を待っているのか。御用鑑定人の現れるのを待っているのか。石川が倒れるのを待っているのか。

それでも次の三者協議に、後藤裁判長の最後の正義を信じたい。裁判官になった志を信じている。

多くの人に支えられ、戦われてきたこの1年。そして56年。57年目の勝利を信じて。

ブログ「ストーン・リバー（2019）」 を振り返り、「勝負の時」に希望をつ なぐために何が必要かを考える

1月9日「狭山闘争、2019年の課題」

すでにカウントダウンは始まり、どう刻んでいくのかという段階にあり、他者のせいにしてグチグチ言っても始まらないのも事実だ。それぞれがそれぞれの場所でやれることをやりきり、やれそうもないことにもチャレンジする、あるいはこれまでとは違ったことも考えて、やってみる、そういうことが必要だろう。

それらがつながって渦となって、東京高裁を巻き込むことができれば、事態は動くはずだ。2019年をその年にしなければなるまい。

2月7日「狭山・勝利の方程式」

①(下山第1鑑定+第2鑑定)×(宣伝力+情報発信力)=世論高揚(量)

宣伝力と情報発信力とを倍化し、多様な媒体を駆使し、「下山鑑定」を軸に石川さんの無実と冤罪をアピールし、世論のうねりを起こす。そのメインの取り組みとして、全国紙への意見広告運動を個人カンパで行う。

※2017年10月の衆院選でSNSを駆使して躍進した立憲民主党の経験に学ぶ

②(弁護団活動+組織運動+市民運動)×(狭山人の叡智)=闘争強化(質)

当面の獲得目標である「事実調べ」の実現に向けて、東京高裁を追い詰める戦術(五月雨的な要請行動など)を議論する場を持ち、関係者での情報と問題意識の共有を行う。

※核となる闘いを3者の連携で創り出す

そして、これに「秘策」(?)が加われば、道は拓けるのではないかと夢想する。

2月21日「第3回狭山事件の再審を実現しよう市民のつどい in 関西」

燃えさかる命の炎と共に

～2019.2.17から希望をつなぐ～

2月17日 薄日射す肌寒い空模様
どこからと思うくらい続々と来る人
650席の阿倍野区民センターホールがあふれる
第3回狭山事件の再審を実現しよう関西のつどい

誰もが知っている

石川一雄と袴田巖の命運を左右する時が近づいている
司法に真つ当な判断をさせねばならない
今こそ声をあげ 行動するとき

一筋縄ではいかぬ
正論は顧みられず 論理は捻じ曲げられる
目論まれた結論に向かって走る
暴走を止めよう

数多の声
踏み鳴らす靴音
風に翻るのぼり旗のはためき
これらが聞こえないか？

袴田巖 83 歳 獄中 48 年を経て死刑執行停止中
石川一雄 80 歳 獄中 32 年を経て仮出獄中
死刑囚として獄中で出会い 獄外で生きて再会
再審請求人として共に立つ

冤罪は権力による犯罪
警察・検察・裁判所の鉄のトライアングルが立ちはだかる
真実と事実を嘘と方便で糊塗
闇に葬ろうとする輩たちが跋扈する

権力は過ちを認めない
走狗と化した者たちがその意を汲む
忖度と保身の世界
正義の女神(ユースティティア)も蹂躪される

身に覚えがないことは二人が一番知っている
その身を晒し 声をあげ とぼりを開く
闇は深く どこまでも暗く 先は見えない
一つまた一つ 前へ 前へ

もう幾たび この道を歩いたろう
踵を返し 新しい道を探す
もう幾たび このドアの前に立ったろう
今日もノックに応ずる気配はない

たちはだかる者を射抜くべく
意志と闘志を掻き立て
飽くなき執念を燃え上がらせる
辛苦と忍耐の時間が過ぎていく

私は待っている
罫に落とされた者の雪冤の時を



彼奴等も待っている
二つの命が消える時を

この日集まった人たちの思いは一つ
二人が解き放たれ 自由を得ること
時間のあるうちに
ただひたすらに冀う

明けない夜はないという
夜明け前の闇が一番暗いとも
拳を固くし 瞳をあげ
その時を引き寄せん

濡れ衣を晴らし 青天潔白の日まで
二人は歩みを止めることはない
私も傍らにありたい
燃えさかる命の炎と共に



3月3日「第76回全国大会で発言」

後藤眞理子裁判長が退官するまでにという方針で臨むのかどうか、鑑定人尋問を突破口に事実調べを実現するためにどのような絵を描いているのか、見通しを明らかにしてほしい。2022年の水平社100年まで3年だが、「狭山」を勝ち抜かないことには、100年は敗北の年として刻まれてしまう。そういう意味でも、ここは持てるものを全部つぎ込むべきだ。

4月2日「第3次で勝つために」

「狭山活動者会議&住民の会交流会」をふまえて

3月26日の会議の内容は「記録」の通りだが、改めていくつかコメントをしておきたい。なぜなら、明日(4月3日)、弁護団会議が開かれ、4月下旬の第39回三者協議の件、56回目の「5.23」の件、そして、秋から年末に向けた取り組みの件などが議論され、「方針」が決まるのではと思われるからだ。以下、順不同で記す。

①「3.26」の会議の総括をきちんとやってほしい。

会議では、質問や意見がいくつか出されたが、それについて突っ込んだ議論もなされず、消化不良のままに終わった。もう少し丁寧な受け答えをして欲しかった。同じ名称の会議が重ねられてきているが、スタイルや運営を改めないと、意味がないのではないかと。

②肝心なことがスルーされた。

後藤裁判長の退官(2020年6月23日)までには、鑑定人尋問を含む事実調べを実現するという基本方針は示されたが、肝心なことは、それをどう獲得していくかだが、それは不明確なままに終わった。これが当会議の最大のポイントであるはずだったが、メインテーマにはならなかった。

③世論が起きないのは「原因」がある。

なかなか世論が起きない、マスコミも取り上げないと言うが、第一に必要なことは情報の開示と発信ではないか。これをやらずして、結果はついてこないのは明らかだからだ。ブック別の「意見広告」にとどまらず、やはり全国レベルで行うべきだろう。「英断」を期待したい。また、メディアには、三者協議や新証拠等提出のなど機会あるごとに会見をし、こまめに情報提供することが不可欠だろう(一気に「特番」はハードルが高すぎる)。

④「区切り」が必要。

年内をメドに「終結」させるのであれば、これ以上、新証拠や鑑定書を提出するのはどうかという気がする。出せば、検察に反論・反証の機会を与えることになり、エンドレスになってしまう恐れがあるからだ。

⑤その気になればできる・やれるはず。

ネットや SNS 対策は急務というか、緊急的課題だろう。現在の体制の中で対応が困難であれば、そうしたノウハウを有する人材を雇用し、体制を強化するしかない。しかし、難しく考え過ぎてはいはしないだろうか？積極的に発信している支援者もいるように、それにかかりきりにならずとも、それなりの発信はできるはずだ。ノウハウはその気になればマスターできるし、それを獲得すれば、発信したくなるはずだ。大阪府連は「狭山」の HP を持っているから、そこに弁護団や本部が持っている情報を集中すれば、共有することも可能になるだろう。「善は急げ」である。

⑥コノマデハ・・・という思いを表に出そう！

状況を楽観する向きもあれば、正反対の見方をする向きもあるが、私は後者の立場で、これまでとは質的に違った取り組みをしなければ勝てないと考えている。そして、仮にそうした取り組みを展開したとしても、結果が出るかどうかは？と思っている。だから、まずは全力で、持てるものを全部つぎ込んで勝ちに行くことが不可欠だと思う。それなくして活路は開けない。こうした「見立て」はごく普通のもので、多くの人が同意するところだろう。しかし、そうした思いや声が表に出ないことが致命的だと思う。事態を動かすのは一人ひとりの思いや声、行動なのだ。どんどん、意見(異見)を発してほしい。

⑦力を合わせるための場を！

第4刑事部の構成について、3月27日に高裁に電話で聞いたところによると、現在は「後藤、金子、福島」の3人体制で、地引さんの後任は未定で、次の異動(4月?)でどうなるかはわからないとのことだった。金子さんは2018年4月、福島さんは2018年12月に東京高裁に異動してきているから、三者協議の場で弁護団は顔合わせをしているだろう。経歴を見る限り、二人とも歓迎されざる人物であることも把握しているはずだ。こうした点もふまえて、どのように迫り、事実調べを勝ち取っていくのか、石川さん夫妻・弁護団・解放同盟・支援者の4者の連携・協働した取り組みがキーになる。それなくして、事態は動かないのではないかと思う。

9月26日「狭山、燎原の火のごとく」

狭山闘争は、石川一雄・早智子さんと弁護団と部落解放同盟を中心とした多種多様な支援者、この3者の緊密な連携・協働によって展開されてきた。これは裁判史上類を見ないも

のだが、それをもってしても事態を動かすには至っていない。それほどに「狭山」に対する司法権力のガードが堅いということだろう。しかしながら、果たして私たちはでき得限りのことを尽くしているかと自問すれば、どう答えるであろうか？まだやり切れていないことはあると思うのが、どうだろうか？

ずっと強調されている一番肝心な「世論喚起」のためにやれることはまだまだあるはずだ。それができていないとすれば、なぜなのか、その原因を明らかにし、対策を打つべきだろう。組織・団体・個人それぞれがそうした作業を行い、新たな取り組みを創出することなくして、立ち足かかる壁を超えることはできないだろう。「関西キャラバン」はその一つであり、各地に刺激と元気をもたらし、それが波紋となって広がっていくことを目指しているはずだ。もちろん、すでに各地で個性的・独創的な取り組みはずっと展開されてきているから、さらにということになると厳しいかもしれない。

そうした現状を破るためには、やはり、闘いの牽引車である部落解放同盟が全国津々

「週刊金曜日」1249号(2019年9月20日)投書より

冤罪事件を裁く後藤眞理子裁判長の真価

佐佐木 寛治

2017年12月20日、有罪確定・服役後に申し立てた第1次再審は認められず、第2次も地裁で棄却された「湖東記念病院事件」で、大阪高裁は再審開始決定を出した。最高裁判事を含め、7度の決定に関与した裁判官の判断は間違っていると断定したのだ。それを行ったのが後藤眞理子裁判長で、2日後に東京高裁部総括判事に異動し、第4刑事部の裁判長になった。

その一方で、後藤裁判長は19年7月31日に1949年に旧国鉄の三鷹駅構内で無人の電車が暴走し、6人が死亡した「三鷹事件」で、死刑確定後に病死した竹内景助さんの遺族が求めた再審請求を棄却した。下山・松川事件と並び三大鉄道謀略事件と言われる事件の間を解明する機会を封じたのだ。

5月20日、後藤裁判長は新聞社の「裁判員10年 裁判官インタビュー」で「裁判官の仕事に変化は？」との質問に「どこが問題になるかという推理力、想像力、好奇心が必要です」と答えている。まったくその通りで、判断が近いとされる狭山事件の第3次再審で発言の真価が問われるはずだ。事件当時の狭山市の被差別部落のありよう、石川一雄さんとその家族の暮らしぶりはどうだったのか、地域住民やマスコミ、世論のまなざし、警察や検察の捜査のあり方はどうだったのか？裁判所はこれらについてどのように認識していたのか、しっかり検証し、判断するかどうかである。

死者を鞭打つような裁判官もいれば、人権と正義の砦の使命を果たそうとする裁判官もいる。後藤裁判長はその両面を見せているが、狭山事件でどちらの顔を見せるのが注目される。事実調べをすることは当然だが、事件から56年、80歳を超えた石川一雄さんの声を直接聞いてほしいと思う。

冤罪事件を裁く
後藤眞理子裁判長の真価

佐佐木 寛治

2017年12月20日、有罪確定・服役後に申し立てた第1次再審は認められず、第2次も地裁で棄却された「湖東記念病院事件」で、大阪高裁は再審開始決定を出した。最高裁判事を含め、7度の決定に関与した裁判官の判断は間違っていると断定したのだ。それを行ったのが後藤眞理子裁判長で、2日後に東京高裁部総括判事に異動し、第4刑事部の裁判長になった。

その一方で、後藤裁判長は19年7月31日に1949年に旧国鉄の三鷹駅構内で無人の電車が暴走し、6人が死亡した「三鷹事件」で、死刑確定後に病死した竹内景助さんの遺族が求めた再審請求を棄却した。下山・松川事件と並び三大鉄道謀略事件と言われる事件の間を解明する機会を封じたのだ。

5月20日、後藤裁判長は新聞社の「裁判員10年 裁判官インタビュー」で「裁判官の仕事に変化は？」との質問に「どこが問題になるかという推理力、想像力、好奇心が必要です」と答えている。まったくその通りで、判断が近いとされる狭山事件の第3次再審で、後藤裁判長の発言の真価が問われるはずだ。事件当時の狭山市の被差別部落のありよう、石川一雄さんとその

家族の暮らしぶりはどうだったのか、地域住民やマスコミ、世論のまなざし、警察や検察の捜査のあり方はどうだったのか、裁判所はこれらについてどのように認識していたのか、しっかり検証し、判断するかどうかである。

死者を鞭打つような裁判官もいれば、人権と正義の砦の使命を果たそうとする裁判官もいる。後藤裁判長はその両面を見せているが、狭山事件でどちらの顔を見せるのか注目される。事実調べをすることは当然だが、事件から56年、80歳を超えた石川一雄さんの声を直接聞いてほしいと思う。



浦々に奮起を促し、勝ち切るための方針を提起することが不可欠だろう。具体的に言えば、この間何度も提起していることで、新鮮味はないが、第一に、情報発信の抜本的強化は最重要課題だろう。石川夫妻のみならず、弁護団も記者会見を行うなど、積極的に露出するべきだし、解放同盟はSNS等を駆使して、新鮮な情報をどんどん発信すべきだ。これなくして世論は興らないといっている。第二に、この1年はいくつかのブロックで意見広告が実現したが、やはり全国規模で統一してやるべきだろう。どこでも・誰でも・一人でも参加できる狭山闘争となるはずだ。燎原の火のごとく、狭山を燃え広がらせよう。

11月3日・4日「10.31 狭山市民集会」

(1) 中北弁護団事務局長の報告を聞いて

いつものことだが、丁寧だが、淡々とした内容で、知りたいこと・聞きたいことがほとんどないのが残念です。裁判長や検察官と直接接しているのだから、その辺の感触も含めた、生の話をしてほしいし、鑑定人尋問を勝ち取るためにどうするのか、弁護団としての方針、私たちに望むことも含めて、言うべきだと、そんな感想を持った。



(2) 片岡副委員長の基調提案を聞いて

2018年8月30日に「下山第2鑑定」が出されましたが、私もその一人だが、多くの方は「これでいける！」と思い、これを武器に攻め上る、ドンドン前に行くはずだと身構えていたはずだ。しかし、そうした方針は提起されず、ズルズルと時間だけが過ぎていった。意見広告も散発的・ローカル敵には取り組まれたが、事態を劇的に動かすほどのものではなかった。もちろん、各地では熱い取り組みが継続して行なわれていたが、それらを糾合し、束ねるものがなく、散発性は否めなかった。

そして、後藤真理子裁判長の退官のカウントダウンが始まろうとする時期を迎えつつある中、それまでに「道筋をつける」との方針が示されたことは半歩前進でもあるが、それを如何に勝ち取るのかについては何ら語っていない。この肝心なことについて、弁護団も解放同盟も触れないのはどうしたことか？



12月13日「退官まで半年、攻勢をかけよう！」

検察官は、つぎの三者協議までクロム入りのジェットブルーインクを探したいと述べました。弁護団からは、下山第2鑑定は、蛍光X線分析装置で、被害者が事件当日に書いたペン習字浄書インクからはクロム元素が検出されたが、発見万年筆で書かれた「数字」のインクからはクロムが検出されなかったことを明らかにしたことが重要であることを指摘し、クロム入りのジェットブルーインクを入手して、どのような方法で反証することを考えているのかなどを追及しました。検察官は、下山第2鑑定に対する何らかの反論はするとしてうえて、

次回の三者協議で、クロム入りのジェットブルーインクが入手できたかどうか、その後の反証の方向を明らかにするつもりです。

弁護団は、検察側から下山第2鑑定に対する反証が出されれば証拠によって徹底的に反論することになっています。また、弁護団は、鑑定人尋問の請求にむけて準備をすすめています。鑑定人尋問の請求の時期は、弁護団の新証拠や検察官の反証、弁護側の再反論などが出されて以降になりますが、(以下略)。

つまり、こうです。

【検察官】

①3月下旬までにジェットブルーインクを探し、下山第2鑑定に反論をしたい。

②次回の三者協議でインクが入手できたかどうか、反証の方向を示す。

【弁護団】

①反証が出されれば証拠によって徹底的に反論する。

②鑑定人尋問の請求の時期は、弁護団の新証拠や検察官の反証、弁護側の再反論などが出されて以降になる。



さらに言えば、2020年3月下旬の三者協議までは、大きな動きはないということ、現下の最大かつ緊急の課題である「鑑定人尋問の請求」は、そのあとということで、「見通し」は立っていないということだと思います。

一体、いつまで検察官の引き延ばしに付き合うのか？ 弁護団が新証拠を出すたびに「反証」をすれば、裁判所は拒めない。この間、こうしたエンドレス状態が続いている。これで「鑑定人尋問」が実現するのだろうか？

10月31日の市民集会では、後藤裁判長の任期中にその見通しをつけることが確認されたと思ったが、その方針に照らして、弁護団の対応はどうか？ 誰も口に出しては言わないが、そう思っているはずだ。鑑定人尋問を実現する道筋をきちんと示して、それに向かって力を集め、裁判所に迫っていくべきではないだろうか。

一雄さんは肉体的にも精神的にも「限界」に近づきつつあると思います。退官まで半年、本当に勝負するなら、もう時間はありません。年内に仕込み、年明けから攻勢をかけるべきでしょう。でないと、ビッグ・チャンスを逸することになるのではと危惧します。

12月15日「退官まで半年、攻勢をかけよう！（補足）」

次回(第42回)三者協議は3月下旬。後藤裁判長の退官まで3か月だから、どう考えても「判断」する時間はない。いや、後藤裁判長には早くから有形無形のプレッシャーがかけられ、二進も三進もいかない状況にあり、大方の人がそういう見方をしていたはずだ。だから、下山鑑定を提出したときが、勝負どころだった。

誤解や批判を承知で言うが、それでも弁護団は確定判決の有罪論拠をことごとくつぶすために、次々と新証拠出してきた。「下山鑑定」で追い詰められた検察にとって、それはある

意味、「ありがたい」ことだったかもしれない。いちいち反証するといって「時間稼ぎ」ができるのだから。そして、事態はそのように推移し、12月11日を迎え、ここでも検察の思惑通りになった。

弁護団は、ここで、協議の打ち切りを申し入れ、即座に「鑑定人尋問」を請求すべきではなかったか？検察や裁判長の対応次第では、弁護団としての「決断」を腹にもって臨むべきではなかったか？しかし、もはや後の祭りだ。

ところで、2009年12月16日、第2回三者協議で門野裁判長は8項目の証拠開示勧告をし、3か月後の2010年2月6日に定年退官した。これにならえば、後藤裁判長が「決断」する時間はまだある。一縷の望みだが、今はそれにかけるしかない。とにかく、休まずに前へ、前へ！だ。

12月29日「新年メッセージ」に思う

何と言っても切なく、苦しく、悔しいのは、冒頭の一行だ。

「私の願いも空しく、再審開始の前提である証人調べに入る目処が明らかにならないまま、新年を迎えてしまい、残念無念でなりません。」

胸の内にある痛切な思いが響いてくる。「失望」を抱いたまま、また一つ新しい年を迎えることになってしまったことを深く、強く心に刻みたい。

もう一つは、中断にあるこの言葉だ。

「弁護団は、裁判所に、正々堂々と鑑定人の尋問を強く求め、また、裁判所に職権で鑑定を求めていくのではないかとされます。」

そう、ここに込められているのは「希望」だ。もはや猶予はない。躊躇することなく、東京高裁・後藤真理子裁判長に決断を迫るときではないかと言っているのだと思う。私も全くその通りだと同意する。

新証拠の提出や再反論は不要とは思わないが、一体いつまで検察のペースに付き合うのか？後藤裁判長の「模様眺め」をいつまで許すのか？どこかでキリをつけて、局面転換を図らないと、ビッグ・チャンスを逸することになりはしないか？そんな疑問が消えない。すでに機は熟している。解放同盟は、今こそ総がかりで鑑定人尋問を勝ち取るための行動提起をしてほしい。弁護団も腹をくくって、裁判長に職権での鑑定人尋問を求めてほしい。

そして、末尾で言っている。

「目、耳が若干悪いこと以外は盤石であり、この第3次再審で再審実現を目指し、全力で闘って参る所存です。」

誰しも不死身ではなく、老いや病、衰えは避けられず、一雄さんも例外ではない。そして、時間には限りがあり、ある意味、1分1秒たりとも無駄にはできないことも確かだ。振り絞る気力も頑健な身体があってこそのことだと思う。だから、今こそなのだ。

何ほどのことも成しえていない私がこうしたことを言うのは憚られる気もするが、一人こんな者がいてもいいのではと自分を納得させている。いかが？

(※以下、「あとがき」に続きます。)

(by SASAKI)

**57年目！見えない手錠を外そう！石川一雄さんは無実だ！
後藤裁判長は、逃げ、引き延ばす、東京高検を叱りとばし！
鑑定人尋問を行い、事実審理を行い、再審を開始せよ！
まさしく、権力犯罪！狭山差別裁判！**

後藤眞理子裁判長、狭山再審三者協議、インタビュー（後述）と違って、訴訟指揮、消極的。

東京高検のサボりをながめているだけ…証拠開示も滞る…。

東京高検！ガキの使いやあらへんで！ちゃっちゃとやらんかい！

湖東記念病院事件は、再審開始！三鷹事件は、再審棄却！の示すもの。

あり得ない！取り逃がし！埼玉県警・狭山署！

Oさんの自殺。結婚式前日。家、新築中。睡眠薬服用し、井戸に飛び込む。

篠田国家公安委員長の「こんな犯人は、生きたままふん捕まえないと！」

簡単に「自殺…」と断定。

これで決まった捜査方針！狙いは被差別部落！住民納得…。



I養豚場から、スコップの盗難届け、出させる。

別件逮捕～否認～自白強要～長谷部梅吉警部、関源三巡査で、硬・軟、使い分け。

Nさん家族の証言は認め、石川さん家族の証言は認めず？！

マスコミ、「差別報道」連日。

「否認」1か月～「自白」～「自白維持」

「調書通り」都合よく、証拠、続々も「杜撰」な捜査。

「保釈」即「殺人で逮捕」～隔離。

Yさんの姉、Tさんの自殺。

浦和地裁(内田武文裁判長)、「自白」に乗っかり、「杜撰」な審理、6か月、12回の公判で「死刑判決」。判例からも妥当ではありません。

例えば、万年筆の発見経過を、「妥当」とする裁判官の「杜撰」。

捜査、取り調べ、うらどり、裁判…キーワードは「杜撰」！

三鷹事件の竹内景助さん他、「獄友」の「やってないなら、そう言わないと、大変な事になるぞ！」

「お手数料をかけて申し訳ないが、私はやっていません。弁護士にも相談していません！」

東京高裁、1964年9月10日。

81回の公判。82回目に判決。「無期懲役」寺尾正二。「確定判決」。

10年、81回の公判となれば、「被告」に有利なのが通例、にもかかわらず…。

寺尾語録。「部落問題という、深き森にわけいって、考えたい…」

「あと1か月の辛抱だから…」

10万人が、日比谷公園を埋め尽くす！1974年9月26日、81回公判。

(1960年6月15日の、安保改定阻止の580万人には、遠く及ばないものの、大きな世論)

1974年9月26日から、10月31日までに、寺尾に「上」からの圧力？！

「無期懲役」判決。「無期…」と言っても出られるんだから…」

「そんなことは、聞きたくない！」「ペテンだ！」「部落問題はどうかした！」。

第3次再審請求。東京高裁第4刑事部。2006年5月23日。

門野裁判長就任。2007年5月23日。

三者協議開催決定。2009年6月25日。

第1回三者協議。裁判長、高検に証拠開示について、意見を求める。2009年9月10日。

東京高検、「証拠開示の必要性はない」との意見書提出。2009年10月30日。

弁護団、「必要性」についての、反論書提出。2009年12月9日。

第2回三者協議。門野裁判長、検察に8項目の開示勧告。

2009年12月16日

第3回三者協議。36点の証拠開示。47年ぶりに逮捕当日の上申書、取り調べ録音テープなどが開示される。2010年5月13日。

以降、弁護団要求に、五月雨的に証拠開示が続き…。

証拠物の一覧表が開示される。2015年1月22日。52年ぶり！

(1999年3月23日、曾田検事「手持ち証拠を証拠リストと照合して整理した。積み上げると2~3メートルある)

後藤真理子裁判長に。2017年12月22日。

第36回三者協議。2018年5月14日。

37、38、39、40、41と高検の引き延ばしに、訴訟指揮、発揮せず。42回目は3月下旬予定。下山第2鑑定(蛍光X線分析による、インクの鑑定)2018年9月14日提出。

高検は、この時から、「反証する」と言いながら、今頃になって、インクを探している、3月に答える…と。見え透いてます。弁護団が見つけたインクが、国家権力が見つけられない訳がありません！

高検の動き 福江報告書(コンピューターによる筆者異同識別鑑定)に対する意見書。

平岡鑑定(スコープ鑑定書)の反証は改めてはしない。

福江意見書の反証の意見書。

これだけですよ！やる気なし！高をくくってます！

裁判長は、怒り、命令して当然ですが、聞いているだけで、いたずらに月日を浪費してます。

裁判員裁判10年の、産経ニュース(デジタル・2019年5月20日)インタビューでの、後藤語録。



裁判員の方たちが「この人は本当の事を言っている」と感じているかどうかは、基本的に尊重したいと。ただ、事実を間違えて理解していると、控訴審でたたきないといけないことはあります。どういう場合に破棄できるかは、最高裁が示していますが、論理的、経験則に照らして不合理な判断をしている場合です。



そっくりそのまま後藤さんに返します！狭山の確定判決は、事実は違うし、全く論理的ではありません！裁判員に全証拠を開示する事が大前提であることを忘れてませんか。「密室」で41回もやることなく、公開審理をやらばいいだけのことです！高検もサボれないでしょ！

「三鷹事件」、なぜ、「棄却」したんです？吉田茂が「アカの犯罪…」って言ったからでしょ？！戦後史を変えますものね。湖東記念病院では「自然死した、合理的な疑いがある」と判断した」と。「三鷹」も「狭山」も、合理的な疑いばかりではありませんか？！

分岐点は、「権力」の「意図」でしょ？！圧力、すごいんでしょうね…。580万人、10万人…でも、変わらなかったんですから…。

びんさんの字は読めないよ…。一雄さんに言われたくないわ…。後藤さんも読めないだろうな…。オレが読めないんだもの…。

昨年8月、梅田(大阪)で石川夫妻と、ランチをする機会があり、そこでのやりとり。詩画集『心にとどけ』、詩画パネル「人間 石川一雄」「石川早智子」。詩・原曲「この声がきこえるか」の作者、佐々木かよさん、もちろん、酸素ボンベをぶらさげて。アレンジ・ギター・ボーカルの関根勝美さん、同席。一雄さんと、かよさん、隣同士ではずむ話…。早智子さんは、相変わらず、バタバタと…コーヒをぶっちゃけ、一雄さんがたしなめる…。絶妙のコンビ健在。ここで、中山弁護士、家族と遭遇の不思議もあり…。一雄さんの昼食は、でっかいかき氷でびっくり！さっちゃん、さらりと「食べられなかったもんネ」。

7年前、老老介護、専業主夫の身になってから、日比谷集会、高裁前など、狭山集会に行けなくなってから、「できる事…」をと、やってるつもりでしたが、2018年5月14日の、36回目の三者協議に期待して、連休前から、後藤さんへのはがきをはじめたものの、外れてしまい、止められなくなりましたが、今や、ボールペンが動きます。夏休み、冬休みはなどもあり、その日次第ですから…。2019年12月28日、460枚目でお休み。1月6日から再開します。

1枚目 2018-4-28

さてさて、世間はG・Wのはじまりと、ザワついてますが、79才の石川一雄さんの心は、ドキドキです。「4回目の成人式には無実をはらしたい…」と、中旬に予定されている36回目の三者協議を注目しています。

後藤裁判長の訴訟指揮がどちらをむいているか？です。裁判所前でのアピール行動を目にし、耳にされていると思いますが、カモイに目をやられたことはあるでしょうか？私は、70年頃の現地調査で、当時のカモイを見えています。その時は、178cmありましたので、ユウユウ「万年筆」は見えました。原判決のいう「見えにくいところだから…」というのが「判決文」に通ることに、司法への信頼はなくなりました。アホちゃう！と…。私のG・Wはハガキをつづけることにします。

100 枚目 2018・8・5

この手ぬぐいは、狭山市内の五十子米穀店が、1963年の年賀用に作ったもので、165本でした。善枝さんの両手を縛られていたもので、徹底した捜査で1本ずつつぶしていけるものでした。

石川宅にも1本配布されていました。これは5月11日に捜査員によって回収されていて、捜査対象から外れていなければなりません。

しかし、本部は、菅原4丁目の被差別部落に的をしぼり、捜査を集中し、筆跡(似ていない)や血液型(B型)などから、彼に絞っていたことに大きな問題がありました。

配布先リスト(米穀店が作成)には、一雄さんの姉の嫁ぎ先、石川仙吉さん宅に2本、それぞれの家には1本となっていました。ところが、仙吉さん宅では「1本しかもらっていない」と言い、1本提出しました。近くの家は「今年はもらっていない」と言い、提出はありませんでした。



200 枚目 2018・12・5

寺尾判決時(1974・10・31)、山上弁護士が「裁判長！これはペテンだ！」と叫んだ背景はここにあります。

法律的に“禁反言の法則”というものがあるそうです。

裁判官自身が、この原則を破るとは信じ難い、と弁護団は言います。

「禁反言の法則」というのは、一度、法廷で肯定したものを、のちになって、否定できない、ということだが、これを原則としない限り、その場の思いつきがまかり通り、收拾がつかなくなってしまう。ところが寺尾裁判長は、あえて、これを犯した。彼は、裁判に対する信頼を大きく揺るがせる行為をとって、部落差別の問題を無視し、石川被告を死の淵に立たせたのです！

後藤さんに言っても、専門家なので、失礼かとは思いますが…。

300 枚目 2019・5・18

Oさんは「事件当時から、ほんとうに、そこ(雑木林)で犯行があったのだろうか、と疑問に思ってきた。もし、そこで被害者が悲鳴をあげたのであれば、私はそれを聞いているはずだが、

そのような悲鳴は聞いていない。犯人の方も、私が農作業をしている音を聞いているはずだ」と明言しているのです。

検察官は、Oさんも、石川さんも、調書、取り調べていますが、石川さんに「誰かみましたか？」との質問はしていません！現場検証に、石川さんを同行させていません。どこの現場にも…です。「引き当り」と言うそうですが、狭山事件では、いっさいやられていません。

400 枚目 2019-10-4

高検のサボりは明らかです！

2019年4月22日 第39回三者協議。弁護団、反証の提出について、検察に回答を求める。

5月 下山第2、福江鑑定について、反証を提出する旨、回答(検察)。

5月27日 「布川事件」の国賠で、検察の証拠隠し、警察の取り調べ、違法との判決。

6月25日 最高裁第1小法廷「大崎事件」の再審開始を取り消し。自判。

7月12日 狭山弁護団、反証の提出時期について、検察に回答を求める、求釈明書提出。

7月22日 検察は、平岡鑑定に対する反証は新たに提出せず、以前提出の警研技官をもって代えると…。

憲法第76条

すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。(1946年11月3日公布・1947年5月3日施行)

制定された時から、絵に描いたもち？

41回目の三者協議後、一雄さんの、落ち込みは大きく、寝込んでる事が多かったようですが、新年アピールで、少しほっとしました。庭の木の枝切りもやったとのこと。ですが、目、耳、糖尿の数値も…悪く、よく転ぶようになったといえます。早智子さんも、高血圧や耳が聞こえにくいので、弁護団会議も、二人とも、理解しにくいようですし…。

身体の、心の…自由を、一日も早く！です。

461 枚目 2020-1-6

“権力の犯罪暴いた万年筆 許せぬ怒りは法廷の場”

石川一雄さんの、新年のアピールに添えられた短歌です。

「結局、検察側の言うとおりの、次回の三者協議までに、インクを探すということになった訳でしたが、裁判所は引き延ばし理由において、道理に反していると思いつつも、検察官の主張を認めたのではないか、と思われま

す。(略)。

国家権力の力から見れば、インクが見つけれない筈がありません。(以下略)。」

後藤さん、アピール全文を送ります。心して読んでください。



(2020年1月6日 いしはらびん)

東京高等裁判所第4刑事部
裁判長裁判官 後藤真理子 さま
裁判官 安藤祥一郎, 丸山哲巳 さま

東京高等検察庁
狭山事件担当主任検事 北 英知 さま

狭山事件の再審を求める要請書

1963年5月23日、「事件」から23日目に別件逮捕された石川一雄さんは、「善枝ちゃん殺し」を追求されるが、1ヶ月間否認を貫いた。が、一旦釈放・再逮捕という巧妙な罠により拘束され、連日連夜の過酷な取り調べの末に、つい「ウソの自白」を余儀なくされた。そして、第1審浦和地裁(内田武文裁判長)は、わずか半年・12回の公判で「死刑」判決を、そして、第2審東京高裁(寺尾正二裁判長)は、完全無罪を求める空前の声を黙殺し、「無期懲役」の判決をおこなった。1審では「10年でだしてやる」との刑事の甘言を信じ込み、「自白」を維持した石川一雄さんは、だまされていることに気づき、第2審冒頭で「私は善枝ちゃんを殺していません！」と無実の叫びをあげた。

「狭山事件」がおきる2ヶ月前にはあの「吉展ちゃん事件」がおきており、警察はメンツと威信をかけて“生きた犯人”をつかまえることを至上命題としていた。だから、事件と深い関係のある人物が「自殺」したが、「死人に用はない」として捜査らしい捜査もしなかった。かくして、事の成り行きの当然の帰結として捜査当局は被差別部落に目を付け、部落青年のアリバイ捜査と血液鑑定に必要な素材収集をおこない、その中で石川一雄さんがチェックの対象とされた。

捜査過程はもちろん、1~2審の全過程を部落差別が貫いている。「犯人は石川一雄以外にあり得ない」との予断をもってすべてが運ばれ、決定されてきた。検察の主張に対する科学的かつ論理的な反証は「推測に過ぎない」として、また、「自白」と客観的事実の食い違いは、「被告(石川)がウソをついているからだ」として、裁判官によってことごとく退けられてきた。狭山裁判においては、裁判はまさしく“ペテン”そのものに堕している。

その結果、石川一雄さんは23歳から31年間もの獄中生活を余儀なくされ、今なおその手には“見えない手錠”がかけられたままだ。

「狭山事件」56年の歴史は、石川一雄さんの不屈の意思と萎ることのない闘争心と、これに共感・共鳴・連帯する幾多の人々の熱い想いで彩られている。その怒りの矛先は、「狭山事件」がまぎれもない冤罪であり、かつ部落差別にもとづく権力犯罪であることに向けられている。「狭山事件」は、まさに私たちと権力とのせめぎ合いのただなかにあるがゆえに、大きな困難性を抱え込んでいる。



1974年10月31日の東京高裁での判決公判を最後に、上告審、第1次再審および第2次再審、第3次再審の現在に至るまで、ただの一人の鑑定人・証人調べもないままに、密室での書面審理のみによる「棄却決定」が連発されていることが、その証左だ。また、検察はいまだに膨大な未開示証拠を隠し持ったままであり、裁判所は検察の対応を容認している。かくして、事実に基づいて真実を明らかにするという検察・裁判所の使命は一顧だにされることなく、すべてを歴史の闇に葬り去ろうとするよこしまな意思だけがまかり通る事態になっている。

石川一雄さんの冤を晴らし、真実と正義を実現するためにありとあらゆることが全国各地で積み重ねられてきた。しかし、まだ壁を破ることはできていない。私たちのとりくみは、まだコップの水をあふれさず最後の一滴には達していないのだろうし、ダムの決壊につながる蟻の一穴のようなものは生み出せていないのだろう。したがって、執拗に愚鈍なまでに定型のとりくみを継続すること、そして、創意工夫・知恵だしによる新たなアプローチがなお必要だ。

私たちは本日、第9回総会を行い、定年退官(2020年6月)を控えた後藤真理子裁判長が、速やかに鑑定人尋問を行い、再審への道筋をつけるよう、豊中の地から声をあげていくことを誓い合った。東京高裁、東京高検に次のとおり、要請する。

1. 東京高裁に対して

- ①確定判決に決定的な疑義を生じさせた「下山鑑定」の重大性をふまえ、鑑定人尋問を行うとともに、事実取り調べを行うこと。
- ②被害者の万年筆が発見されたとされる石川一雄さん宅の鴨居など、事件に関係する場所の現地調査を行うこと。
- ③全ての証拠のリストおよび未開示証拠を開示するよう、検察官に勧告・命令を行うこと。

2. 東京高検に対して

- ①狭山警察署、浦和地検、埼玉県警など関係機関が収集・保管しているすべての証拠(物)の一覧表を開示すること。
- ②弁護団が特定し、開示を求めている証拠を速やかに開示するとともに、すべての未開示証拠を自主的に開示すること
- ③下山鑑定に対する反証を速やかに提出すること。



2019年12月4日

狭山事件の再審を求める豊中市民共闘会議

「下山鑑定」「福江鑑定」をめぐる動き		
三者協議	弁護団	検察
	下山第1鑑定提出(160822)	
第30回 (161102)		下山鑑定に反論検討
第31回 (170208)		今年度中に反論・反証の見通しを示す
第32回 (170510)		下山鑑定反証を準備している
		下山鑑定反証意見書を提出(170703)
第33回 (170724)		
第34回 (171013)		
	福江報告書提出(180115)	
第35回 (180122)		
第36回 (180514)		コンピュータによる筆跡鑑定について、反論・反証を検討
	下山第2鑑定提出(180830)	
第37回 (180914)		筆跡鑑定(福江鑑定)について反論を近く提出する 下山第2鑑定に対しても、何らかの反論、反証を準備する 福江報告書2通反証として、科学警察研究所技官による意見書を提出(181220)
第38回 (181226)		下山第2鑑定反証を提出するとしたが、実験もおこなうので数か月かかる
第39回 (190422)		下山第2鑑定に対する反証は8～9月頃に提出する
第40回 (190909)		福江意見書に対する反証については10月に提出の予定 下山第2鑑定反証については見通しがたっていない 福江鑑定に対する意見書を提出(191003)
	下山第2鑑定に対する反証について、検察官に求釈明申立書を提出(191121)	
第41回 (191211)		次回までにジェットブルーインクを探す。何らかの反論はする

狭山第3次再審担当裁判長

1. 仙波 厚 2006.5.23～2006.9.8(3カ月半)
2. 大野市太郎 2006.9.9～2007.5.22(8カ月半)
3. 門野 博 2007.5.23～2010.2.5(2年9カ月)
4. 岡田 雄一 2010.2.6～2011.5.9(1年3カ月)
5. 小川 正持 2011.5.10～2013.3.4(1年10カ月)
6. 河合 健司 2013.3.5～2015.6.28(2年3カ月)
7. 植村 稔 2015.6.29～2017.12.21(2年6カ月)
8. 後藤真理子 2017.12.22～2020年



特別報告

「同和」行政終結に向かう豊中市と総計審委員の差別発言

1. 豊中市はどこへいく？

2019年、淺利市長から長内市長にバトンタッチをして2年目、豊中の「同和」行政は大きく変わりました。長内市政1年目は変わりませんでした。2年目になって、手のひらを返したようになりました。もちろん、いきなり変わったのではなく、それまでは押さえてきたものが、押さえきれなくなって表に出てきたわけですが、その変わりぶりは驚き以外の何物ではありません。

人権まちづくりセンター事業の委託を突然、「公募」方式にしたり、「協会」の補助金の「廃止」を通告したり、あげく、解放同盟とは会わないなど、これまで築いてきた信頼関係を一方的に破る行動に出ました。つまり、話し合いや協議は必要ない、市が決めたことに従ってもらうというのが、長内市長のやり方だということです。

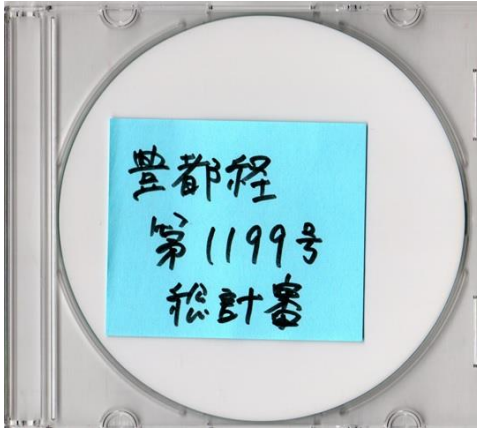
それは、部落問題は大きな問題ではないという判断が基本にあって、「同和」行政を終わりにするという方針に基づくものです。単なる思いつきや気まぐれではなく、部落問題に対する向き合い方を180度変えたということです。

だから、総合計画審議会で市民委員が「部落差別発言」をしても、その場で収束したことにし、事務局(経営計画課)は人権政策課に報告もせず、また人権政策課はそれを聞いても何の対応もしないということになったのだと思います。これは、差別を放置し、なかったことにするというトンデモナイことですが、そうしたことを指摘しても、「居直り」ともとれるような姿勢をとっています。

部落問題の解決に向けて、長い時間をかけてつくってきたいろんなものが、一気に壊された年として2019年は刻まれるはず。それは豊中市にとっては大きな汚点になるだろうし、豊中の部落解放運動にとっては大きな後退になります。この先、どうなるかはわかりませんが、よききびしくなることはまちがいありません。

問題の差別発言は、2019年11月1日に開催された同和問題解決推進協議会で委員から「総合計画審議会で、「南部地域活性化プロジェクト」に関わる議論の中で、市民委員が『南部がこんなに開発が遅れているのは、部落があったからではないか』という主旨の発言をしたこと。そのような事実はないということと、何か悪いことがあるとそれを被差別部落や部落問題と結びつけること自体が部落差別にあたる、と指摘した」との報告があり、発覚しました。

この発言があったのは9月13日で、他の委員から指摘がありながら、事務局はそれを受け止めずに放置し、発言者にもきちんとした対応をしませんでした。また、当日の発言に関わる部分も含めて、録音機の電池が切れていて録音出来ていないということもわかりました



が、にわかには信じ難いと言わねばなりません。

差別事件・事象が起こった時、発見・発覚した時はどう対応するのか、いまさらこんなことを確認しなければならないのでしょうか？それ以前に、市民委員の発言が部落差別にあたるという受け止めができなかったのでしょうか。指摘をした委員を除いて誰も？たえそうだったとしても、委員が「部落差別にあたる」と発言しているわけですから、その時点では「部落差別発言」という認識をすべきです。しかし、その後、完璧にスルーしているところを見ると、そうした認識も持

たなかったと思われます。差別に気づかず、見逃し、放置したという三重の意味でアウトです。

人権政策課も本件を知ったのは、私たちと同じ11月1日の会議の場とのことですが、これまた即座には動かず、私たちが11月7日に経営計画課に行ったあとにやっと動きました。しかし、私たちに報告はなく、11月12日にこちらから問い合わせる始末でした。この感度の鈍さは一体どうしたことかと思いましたが、事情が見えてきました。曰く、「この件は当日、他の委員および会長から『部落差別に当たる』といった指摘がなされ、発言した市民委員も誤りに気づかれたので、片が付いている」と。こういう認識・理解をしているとは露ほども思わなかった私たちは、大きな衝撃を受けました。

こういう論法が成り立つのであれば、ほとんどの差別発言は事件としては表に出てこなくなるでしょう。一体、何を以て「片が付いた」などと判断したのでしょうか。市民委員が発言に至った経緯や部落に対してどのような認識・イメージを持っているのか、なぜ、〇〇と部落を重ねたのか、指摘をどのように受け止めたのかなど、明らかにしなければならないことは山ほどあるのに、それらを一切省いて幕引きするなど言語道断と言わねばなりません。これはまさしく差別行政と言っていると思います。

ある意味、市民委員がそうした意識を持っていることは珍しいことではありません。もちろん、市民委員に応募してくるような人ですから、それくらいの分別や人権感覚はあってもいいはずですし、公の場でそうした発言をするに至るのはいかがなものかとは思いますが。そうしたことを踏み越えて、自己規制が働かずに、自らの差別意識を露呈してしまうところに、部落差別意識の根深さを見ます。しかし、これだけなら、課題は単純明快で、取り組みも容易ですが、今回は行政の二つの担当課が機能停止してしまいました。むしろ、こちらの方が重症です。

2. 恥ずかしい、豊中市の「報告」

11月22日、やっと市長名の「報告」が届きましたが、どの審議会なのか、いつなのか、肝心なことが書いてないもので、こんなものを出す神経が理解できません。

部落解放同盟豊中市協議会 様

豊中市長 長内 繁樹

審議会における委員発言について(報告)

このことについて、同和問題に関する事象が発生しましたので、別紙のとおり報告します。

令和元年(2019年)11月22日報告

人権政策課長様

経営計画課長

審議会における発言について

表題の件について、審議会の議題に対する意見交換のなかで、委員から部落に関する発言があった。発言の主旨は、次のとおりである。

発言主旨は人から聞いた話として「●●は部落であった」というもの。発言に至った背景は不明であるが、発言を受けて、他の委員から、発言内容が不適切であることや同和問題を啓発する内容の意見があった。

審議会終了後に、別の委員より、発言内容について、人権政策課への情報提供を促された。事務局としては、審議会での、発言者の発言趣旨は明確にならなかったが、発言に対し課題を指摘し、発言を否定したとの審議会として共通の認識があったものと考え、人権政策課への情報提供は行わなかった。

しかしながら、事務局として、今回の発言の意図や目的が明確でない状況であるが、差別にかかわる課題のある発言であることから、発言者に対しては、発言にかかわる課題を指摘し認識を改めるよう促した。

事務局としては、今後このような事案があれば、様々な差別解消に向けた取組みを進める人権政策課に速やかに情報提供するとともに対応について相談をしていく。あわせて、人権問題に関する気づきの感度をあげるため、人権政策課の協力を得ながら同和問題に関する研修を行う。

3. 解放同盟豊中市協議会の「申し入れ」と市の「回答」

これを受けて、11月22日に市長に「申し入れ」をし、12月6日に「回答」が届きました。

1 本件にかかる市民委員の発言は、部落差別発言だと思うが、市の見解を明らかにされたい。

(回答)委員の発言真意が確認できていないため、現時点では差別にかかわる課題のある発言と考えています。そのため、今後、発言者から発言の真意等の把握に努めてまいります。

2 当日のやりとりが録音されていないとのことなので、全出席者に聞き取りをし、発言に至る経緯、やりとりを明らかにされたい。

(回答)11月15日(金)に行われた総合計画審議会の閉会后に、9月13日(金)の総合計画審議会での当該発言について記録が残っていないことから事務局が発言内容の確



認を審議会の委員に実施しましたが、審議会としては、議事要旨以外に記録としては出せないという判断に至りました。

- ③ 人権文化政策監は、本件は当日の総合計画審議会でのやりとりで「片がついた」との認識をもっているようだが、そういう理解のままでいいのかどうか、明らかにされたい。また、他の委員から指摘をされて、発言者である市民委員も誤りに気づいたと言うが、そのような判断をされた根拠を明示されたい。

(回答) 審議会のやり取りの中で、同和問題や人権教育を専門分野とする学識経験の委員から、当該事案の発言が差別性を含んでいると指摘があり、発言者も指摘に基づき自らの認識を改め、審議会として発言内容に差別性があるとの共通認識が図られた、と報告を受けたことから、審議会として収束したと認識しました。今後は、発言者が発言に至った背景や経緯、発言に対する事務局の気づきを確認することが必要であると課題認識しています。

また、事務局としては、他の委員からの指摘を受けた以降は、発言者がそれ以上発言を繰り返すことがなかったため、発言者は発言内容が不適切であったことに気づいたと判断しました。

- ④ 発言された市民委員は、部落問題についてどのような認識・理解をされていたのか。また、知人から聞いていたとのことだが、それはいつのことで、どのような内容か、明らかにされたい。

(回答) 今後、発言者から発言の真意等の把握に努めてまいります。

- ⑤ 発言された市民委員に対して、その後のフォローや啓発等をされたのかどうか、されたのならその内容を明らかにされたい。

(回答) 今後、人権政策課と相談のうえ検討してまいります。

- ⑥ 市長の附属機関である総合計画審議会は、総合計画に関する重要事項について調査審議する機関であり、研修や啓発の場ではないことは自明で、なおかつ、当日の審議で部落問題が絡むような案件もないにもかかわらず、当該の発言が飛び出した。総計審が差別フリーの場でないのであれば、部落差別発言として対応・処理すべきだと考えるが、市の認識と見解を示されたい。

(回答) 事務局としては、審議会で発言を指摘され委員間で共通の認識が図られたものから対応処理できたものと判断したところです。

- ⑦ 一般的に差別事件・事象が発覚したときには、①事実確認を行い、②背景事情などを明らかにし、③当事者への啓発をし、④再発防止策を講ずる、ということに関係機関(者)と情報共有のもとに協働して行うことになっているが、今回はこのプロセスが踏まれていない理由を示されたい。

(回答) 事務局としては、審議会で発言を指摘され委員間で共通の認識が図られたものから対応処理できたものと判断したところです。

- ⑧ 当日の総計審の場で⑦に即した対応がなされた形跡はないが、それでも、「片が付いた」と考えているのかどうか明らかにされたい。仮にそうであるならば、その証拠を示されたい。

(回答) 事務局としては、審議会で発言を指摘され委員間で共通の認識が図られたものから対応処理できたものと判断したところです。

9 本件を総計審の場での出来事として総括してしまうと、これが前例となり、今後は事件があっても内輪の関係者だけで済ましてしまう恐れが出てくるが、そうなると差別事件・事象としては扱われず、教訓や知見は得られず、ノウハウの蓄積も行われなくなる。これは差別事件に対するこれまでの取り組み方針を変更するものだと思うが、見解を示されたい。

(回答)これまでの取り組み方針に変更はありません。引き続き、同和問題に関する窓口や電話等における地区問い合わせや差別発言等については、「同和地区問い合わせマニュアル」の徹底を図りながら対応してまいります。今回のような事案につきましても、同マニュアルの考え方に則って判断してまいります。

10 これまで、本件と同じように、その場限りの問題とし、差別事件・事象として扱わなかった事例があったのか、なかったのか明らかにされたい。

(回答)本市では、お尋ねのような事例はありません。

11 事件を矮小化すればするほど、内部に危機を呼び込むおそれは高まるし、情報の公開と共有のないところに、人権尊重や差別のない世界は実現しないと考えるがどうか。これに同意するのであれば、本件を俎上に載せ、これまで通りの対応を真摯に行うべきだと思うが、見解を示されたい。

(回答)差別事象が発生した場合は、当事者団体である部落解放同盟豊中市協議会に報告し、同和問題の解決に向けて課題や今後の取り組みなどを共有してきました。引き続き、同和問題に関する窓口や電話等における地区問い合わせや差別発言等については、「同和地区問い合わせマニュアル」の徹底を図りながら対応してまいります。今回のような事案につきましても、同マニュアルの考え方に則って判断してまいります。

12 都市経営部経営計画課および人権政策課における部落問題をテーマとした研修の実績と成果と課題を、過去5年間にさかのぼって明らかにするとともに、「事業評価シート」による評価を行われたい。

(回答)経営計画課及び人権政策課における同和問題に関する平成26年度から30年度までの研修実績はつぎのとおりです。(詳細は略)

13 総合計画審議会の会長は、会議の主宰者としての責任があるし、公開の場でなされた発言である以上、事実関係を公表するとともに、審議会としての見解と対応を明らかにされたい。

(回答)審議会としては、議事要旨を会議の内容としているところです。今後については、事務局が発言者から発言の真意等の把握に努めるものと理解しています。

14 11月15日の第2回総合計画審議会閉会後に行われた「協議」の内容および結論を明らかにされたい。

(回答)11月15日(金)に行われた総合計画審議会の閉会後に、9月13日(金)の総合計画審議会での当該発言について記録が残っていないことから事務局が発言内容の確認を審議会の委員に実施しましたが、審議会としては、議事要旨以外に記録としては出せないという判断に至りました。

15 11月22日付の「報告」に関わって

(1)発言内容が簡単に書かれているだけで、発言に至った背景も不明とあるが、これをもって事実確認ができたと考えているのかどうか、見解を明らかにされたい。

(回答)現時点で確認できているのは、発言趣旨は人から聞いた話としての発言であり、発言に至った背景は把握できていないため、事実確認ができたとは考えておりません。

(2)他の委員からの発言も具体性がないが、発言した委員に確認し、きちんと記載する作業を行われたい。

(回答)11月15日(金)に行われた総合計画審議会の閉会后に、9月13日(金)の総合計画審議会での当該発言について記録が残っていないことから事務局が発言内容の確認を審議会の委員に実施しましたが、審議会としては、議事要旨以外に記録としては出せないという判断に至りました。

(3)「発言者の発言趣旨は明確にならなかったが、発言に対し課題を指摘し、発言を否定したとの審議会として共通の認識があったものと考え、人権政策課への情報提供は行われなかった」と言うが、どんな課題を指摘したのか、発言を否定したとは何をもってのことか、共通の認識はどのように確認・共有されたのか、具体的な内容を明らかにされたい。また、人権政策課に情報提供をしなければならないケースとそうではないケースがあるように言っているようだが、その線引きは何か、教示願いたい。

(回答)事務局としては、審議会で他の委員から発言を指摘され発言者がそれ以上発言を繰り返すことはなかったため、委員間で共通の認識が図られたものと判断し、人権政策課への情報提供は行いませんでした。

(4)「事務局として、今回の発言の意図や目的が明確でない状況であるが、差別にかかわる課題での発言であることから、発言者に対しては、発言にかかわる課題を指摘し認識を改めるよう促した」とあるが、「発言の意図や目的」を明らかにすることは必須のことで、それなしには取り組みはできないと考えるが、市の見解を示されたい。また、「発言者に対しては、発言にかかわる課題を指摘し認識を改めるよう促した」のはいつ、どこで、誰が、どんな内容で行ったのか、詳細を明らかにするとともに、発言者はどのように受け止め、何を言ったのかについても明らかにされたい。

(回答)事務局としては、審議会で発言を否定され委員間で共通の認識が図られたものから対応処理できたものと判断し、人権政策課への情報提供は不要と判断しました。

(5)「今後このような事案があれば、人権政策課に速やかに情報提供する…」とあるが、ということは、今回、そうした対応をしなかったのは間違っていたということになるがどうか。また、本事案を人権政策課に情報提供したのはいつで、そのとき、どのようなやりとりがあったのか明らかにされたい。

(回答)11月7日(木)に経営計画課から人権政策課に次のような情報提供をしています。

- ・第1回総合計画審議会での委員の発言について
- ・発言者本人に直接ヒアリングを行う必要があるかどうか等の今後の対応について

(6)人権政策課は、11月1日に事案を聞いてから、具体的な対応をしたのはいつの時点で、どのような内容か、また、経営計画課にはいつ、どのような指示、アドバイス等を行ったのか明らかにされたい。

(回答)事案を聞いて対応しようとしたところ、11月7日に経営計画課から情報提供がありました。発言者の真意が掴めなかったため、発言に至った経過や背景を尋ねることが大事で、職員として気づきの感度をあげることが今後の課題であることを伝えました。発言委員には、発言の意図や思いを丁寧に確認するとともに、審議会における発言までの議論の流れを確認することも重要であることを助言しました。差別事象かどうか判

断できない事象が発生した場合は、まず人権政策課に相談するよう併せて伝えました。

16 人権文化政策監の設置に際し、私たちは「人権の危機管理」について提言をしたが、本事案はまさしくそのケースに当たるが、初動を含めてそうした問題意識で対応した節が見られないのはなぜか、納得のいく説明をされたい。

(回答) 今回の事案は、同和問題・人権教育に精通した委員からの指摘や啓発により、発言者には一定ご理解いただいたものと認識しました。報告時期については、他の業務との兼ね合いで、報告のとおりの対応とさせていただきます。本事案については、同和問題に関する差別を助長する可能性がある発言と考えており、課題認識しているところです。

17 11月8日、上智大学で「性暴力をなくすために男性ができること」をテーマにシンポジウムが開催され、アメリカの心理学者で男性学と性暴力研究の第一人者であるクリストファー・キルマーティン(メアリー・ワシントン大学名誉教授)さんは、大学や軍隊などでの統計から「軍のリーダーに性暴力資質があると、女性兵士が性暴力を受けるリスクが600%増加する」と提示。実際、米軍の統計では、

2006年から減少していた性暴力件数が、18年には増えたという。同氏は「これは軍の最高司令官である大統領がトランプ氏になってからで、彼自身が女性への性加害を報道されたが責任をとっていないことと関係があると思う」とし、「リーダーが性差別や暴力に反対の姿勢を打ち出し、加害者に責任をとらせるしくみが必要」と強調した。

つまり、トップの言動や資質が組織全体を規定し、人々のふるまいや意識に影響を与えるということだと思うが、まさしく今回の事案をめぐる事情についても当てはまる。私たち当事者の声や思いを聞くことなく、一方的に決定したことを押し付けるといったやり方は、部落問題軽視の風潮を呼び起こし、人権感覚の鈍麻をもたらしたと言える。

したがって、本事案の直接・間接の原因を明らかにすること、そして、「次の事態」が起こらないためにもトップの部落問題の受け止めや向き合い方はどうなのかを検証すること、これらが不可欠だと考えるが、見解を明らかにされたい。

(回答) 同和問題の解決を図るための方針は今までと変わりはありません。今回の事案については、「同和地区問い合わせマニュアル」が徹底されていなかったことが課題と認識しております。すべての部局において再度の徹底を図ります。

4. 2020年度対市交渉で部落差別発言を追及！

12月13日、豊中市総合計画審議会市民委員による部落差別発言について、市の見解と対応について2時間にわたってやりとりをしました。市側は、総計審の事務局を務める都市経営部次長と経営計画課課長、それに人権文化政策監と人権政策室参事、教育委員会からは教育監と人権教育担当主幹が出席しました。



結論的に言うと、事件は9月13日に起

きてから3か月、11月1日に発覚してから1か月半という時間が経過しているにもかかわらず、発言した市民委員に事実確認もできていないというありさまで、市のやる気のなさが露呈しました。この体たらくですから、参加者から怒りの言葉が飛ぶのも当然です。

当該の市民委員には11月15日以前に、一度電話で会いたいと申し入れたが断られたそうで、アタックしたのはそれだけで、11月15日に開催された第2回総合計画審議会にその市民委員が出席していたのに、何の働きかけもしなかったことも明らかになりました。

そして、市民委員の「●●は部落だった」という発言は差別発言かどうかと尋ねると、「真意が聞けていないので…」と言葉を濁すのです。明らかに予断と偏見に基づくマイナスイメージで言っているのに、認めようとしません。

市民委員は3名いますが、そのうちの誰かと尋ねても、これまた「真意がわかっていないので…」と逃げるのです。しかし、私たちは3名のうちの誰かはすでに特定しており、それを突きつけても「お答えできない」としか言いません。市の逃げ腰とサボタージュを許すわけにはいきません。

また、発言があった際に、他の委員から「人権政策課に報告を！」と言われたのに、それをしなかったことについては、「認識不足」などと訳の分からない言い訳をしましたが、結局のところ、この件は総計審の中で終わったと思っていることは明らかです。

当日の会議は一部しか録音データがありませんが、市のHPには全体の議事要旨がアップされています。これは事務局職員のメモと記憶を持ち寄って作成したとのこと。それなら差別発言に関わる部分もできるはずだと言うと、「議事の本旨ではなかったので…」と、真相・事実解明に後ろ向きの発言を繰り返しました。

そして、当事者でもある総計審がこの事件について、「収束した」と判断していることについて、責任を果たすように言うべきではないかと追及すると、驚くことに人権文化政策監は、「総計審の結論に関しては言えない」とのたまいました。人権のトップリーダーである監が物を言えないというわけです。一体何のための監かと思えます。

市民委員を委嘱したのは長内市長ですから、委員が問題を起こせば、委嘱責任があります。どこの首相と違って、長内市長はきちっとその責任を果たすこと、見解を明らかにすることを求めました。

このように入り口である事実確認の段階から満足な回答がなく、イライラと不信感が募る2時間になりました。豊中市よ！ここまで落ちてしまったらおしまいだろ！というのが正直な実感です。そして、市側はこうなることを半ば予想しながら臨んできている節がありますが、ある意味、確信犯だと言えます。予想される質問はわかるはずなのに、準備もしないで無防備なままだ対応する、その神経というか、ありようが現下の豊中市の部落問題に対する姿勢そのものだと思います。

一方、人権文化政策監(前列右から二人目)は、かつて同和対策部に長くおられ、この日参加していた支部員の何人かの方の顔もご存知のはずで、私たちとも古くからの



馴染みです。ですから、いろんな意味で、行政のことも地域のこともよく知っている方です。その人が今、部落差別に関わる事件を前にして、なぜ当たり前前を当たり前前しないのか、できないのか？きっと、彼は内心、忸怩たる思いがあるのではと推察します。人権文化政策監である彼を超えたところで、市の意思が働いているのでしょう。ここに市の病巣の深さがあります。第 1 ランドはジャブです。最終ランドのゴングが鳴るまで、追及したいと思います。

(by 豊中支部)



関西キャラバン

狭山事件の再審を！

1月25日（土）北摂キャラバン

10:00 JR－阪急 宝塚駅歩道橋

12:00 阪急川西能勢口駅アステ歩道橋

14:00 JR伊丹駅－イオンモール歩道橋

16:00 阪急豊中駅前

18:30 茨木市「SAYAMAみえない手錠」上映会

最寄り(駅)に来てください！

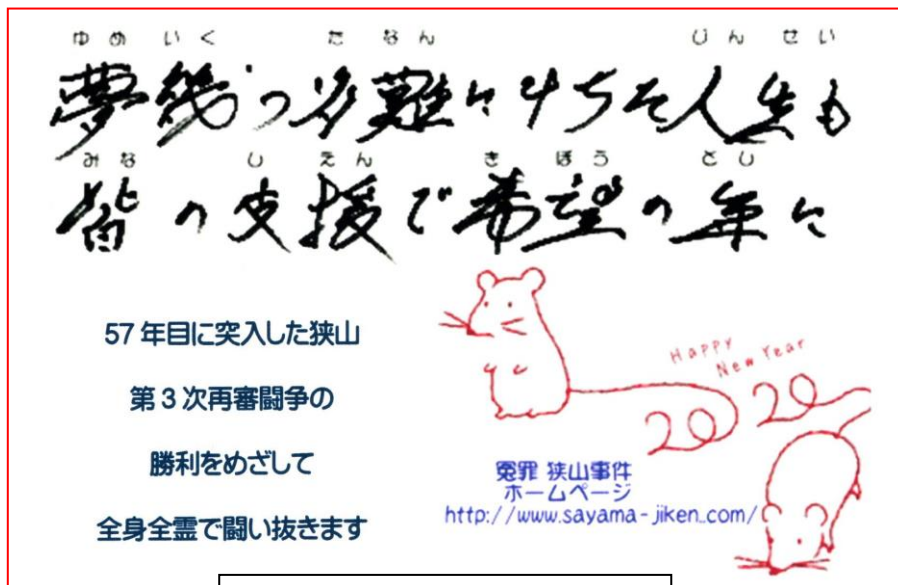
HPはコチラ⇒<https://www.sayamakansai.com/>

あとがき

34号(2017年3月発行)は、2016年10月の豊中集会での菅野良司さんの講演で、「下山第一鑑定」の解説を掲載しました。35号(2018年9月発行)は、「獄友」豊中上映会のPR版でしたが、直前に「下山第二鑑定」が提出され、急遽「付録」で対応しました。それから1年4か月。第3次再審は、いくつもの「山場」「正念場」を通過し、次号を出すタイミングを見計らってきました。そして、今回、注目した12月の第41回三者協議が終り、後藤眞理子裁判長の定年退官まで半年になり、「2.24 狭山・関西の集い」を控えていることから、発行することにしました。

新しい情報は何もありませんので、ここ1年の「ブログ」から再録しましたが、改めて読み返すと、深いため息とともに、無力感と虚脱感がこみあげてきます。しかし、そのままにとどまることはできません。一雄さんがアピールで言っているように、「失望」を抱きつつも、「希望」を引き寄せ、現実のものとするキーを見つけ、遮二無二突き進まなければなりません。何度も確認されてきた「後藤眞理子裁判長の退官までに鑑定人尋問」の道筋をつけること、そのためにありとあらゆるとりくみを展開することが必要です。「ブログ」にあるように、この間も何度もそうした立場で発言し、異見を言い、発信もしてきましたが、残念ながら、共感の輪は広がらず、2020年を迎えてしまいました。

で、「希望」をつなぐためにどうしたらいいのかということですが、「意見広告」はもう間に合いませんし、SNS等による情報発信の強化も望めませんし、記者会見も「無理？」なようで困り果てています。しかし、3月下旬の第42回三者協議が「最後」の山場になることは間



石川一雄&早智子さんからの賀状

違いがないですから、まずはその日程を明らかにしてほしいと思います。「その日」が明らかになれば、それに向かって多様なとり組みが生まれるはずですよ。

ところでこの間、要請行動は2019年3月26日と8月21日に東京高裁へ行いました。いつものように総務課・訟廷監理官と庶務係と第一文書

係の3名が対応し、「要請書」を読み上げ、質問を投げかけますが、素っ気ないのは変わりません。なお、去年の4月に現職になった訟廷監理官は、この間(4~8月)、4~5件、狭山の要請行動を受けたとのことでした(月1回のペース)。30分間、思うことを話すことができますし、そうした場をきちんと設えさせることの意味は小さくはないはずですよ。

だから、1月は月イチ、2月は10日イチ、3月は週イチ、「その日」直前の週は毎日と、「その日」に向かって要請行動をしかけ、東京高裁が対応しきれないくらいの事態を起こすことができれば・・・、あるいは、「1974年」の再現とはいかなくても、それに近い状況を創り出せば・・・などと夢想します。三者協議の日程は、これまで一度も事前に公表されてきませんでしたが、ここはどうかのこうのと言っている時ではありませんから、大いなる決断を求めたいと思います。

本誌は、有志の方が寄せていただいた「カンパ」によって発行しています。この場を借りてお礼申し上げます。なお、会計は以下の通りです。振替用紙を同封していますが、ご随意にお取り計らいください。次号は願わくは、鑑定人尋問実現・事実調べ開始の「朗報」をお届けしたいものです。そうなるよう、みなさんと共に、全力を尽くしたいと思います。ご意見・感想・提言など、歓迎します。

(by SASAKI)

1. 収入の部	
2019年12月26日までの入金額	99,033円
2. 支出の部	
豊中狭山共闘分担金	5,000円
「第4回狭山関西のつどい」賛同金	30,000円
第36号発行諸経費	68,430円
(内訳)	
本誌印刷代(300部)	33,890円
封筒印刷代(200枚)	3,460円
郵送料(@140×222通)	31,080円
3. 合計	103,430円
4. 差引	△4,397円